

第1種普通規制地域に許可申請を出す建植広告の概要（設置地面が道路端よりも高い場合）

1 広告物等の掲出場所（住所・地番）

【注】付近の見取り図に設置場所を赤で表示してください。付近の状況が分かる写真を添付してください。

2 相互間距離（広告物等の掲出場所から半径50m未満の地域に、他の建植広告物の有無）
（無・有）

3 仰角14度
下表及び参照図により（適合・不適合）

実測値	h_1 () m	h_2 () m	H	$h_1+h_2 =$ () m
計算値	$H_2 = \frac{L}{4} + 2 = \frac{()}{4} + 2 = ()$ m			
結果	H (\leq ・ \geq) H_2 のため、仰角規制 (適合 ・ 不適合)			

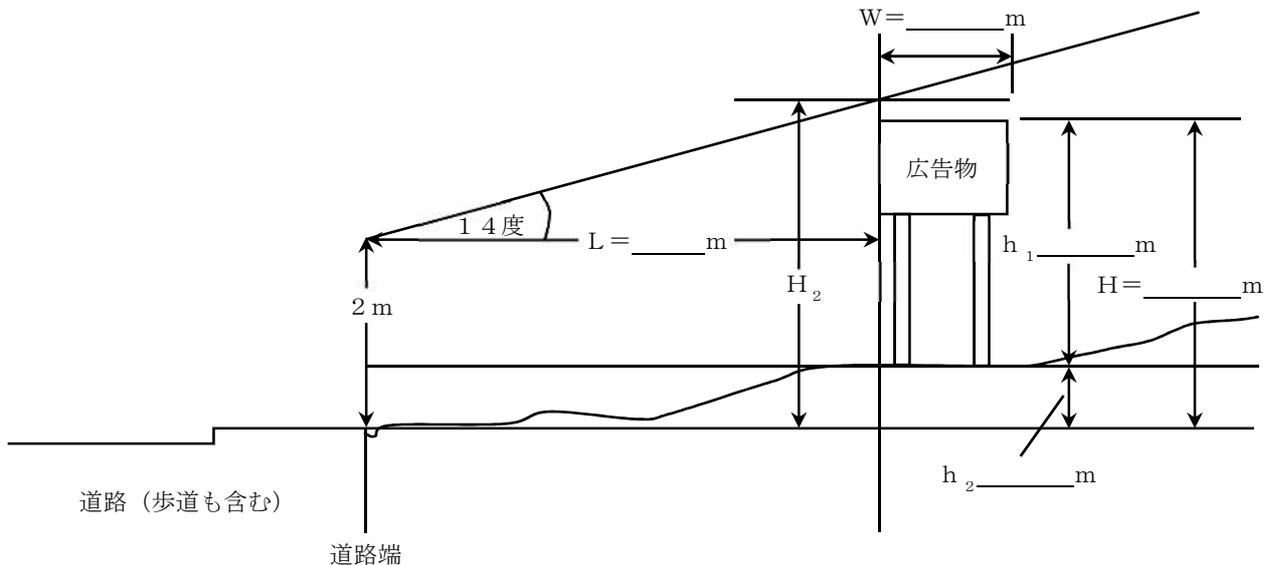
4 縦横比率
下表及び参照図により（適合・不適合）

実測値	W () m
	h_1 () m
結果	$\frac{W}{h_1} = \frac{()}{()}$ (\leq ・ \geq) $\frac{1}{2}$ のため、縦横比率規制 (適合 ・ 不適合)

【参照図】

(凡例)

L	道路端から広告物までの水平距離	h_1	設置地面から広告物の上端までの高さ（上限は1.5m）
H_2	仰角14度の高さ	h_2	設置地面と道路端の地面の高低差
H	道路端の地面から広告物の上端までの高さ	W	広告物の横幅



以上に相違ありません。

実際に掲出した広告物等が上記と相違し、山形市屋外広告物条例の規定による基準を満たさない場合には、許可の取消しに同意します。

令和 年 月 日

申請者 住所

氏名